

飲食店等一時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（C O V I D—1 9）の感染拡大防止対策に協力し、兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等を運営する事業者で、原油価格や原材料価格の高騰により大きな影響を受けている者の事業継続を支援するため、一時支援金を支給する「飲食店等一時支援金支給事業」（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び兵庫県が別に定める本事業の実施要領（以下「実施要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 認証店 兵庫県が行う「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等をいう。
- (2) 飲食店等 飲食店、遊興施設又は結婚式場をいう。
- (3) 事業者 法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象事業者及び支給対象外事業者)

第4条 本事業の支給対象事業者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 兵庫県内の認証店を運営する事業者であること。ただし、申請店舗につき「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を、本支援金の申請日までに受けている場合に限る。
 - (2) 申請店舗が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の飲食店又は喫茶店の営業の許可を、本支援金の申請日までに受け、かつ同日時点で営業の実態があること。
 - (3) 申請店舗の運営について、令和 3 年 11 月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格の高騰の影響を受けていること。
 - (4) 令和 4 年 4 月以降も、申請店舗の営業を継続する意思があること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、本事業の支給対象外事業者とする。なお、第 7 号及び第 8 号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。
- (1) 兵庫県が実施する「中小法人等一時支援金」の支給対象である者
 - (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく兵庫県の要請（飲食店等への休業要請又は営業時間の短縮要請）に応じなかった者
 - (3) 国及び法人税法別表第 1 に規定する公共法人
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
 - (5) 政治団体
 - (6) 宗教上の組織又は団体
 - (7) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員
 - (8) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に掲げる暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者がある者
 - (10) 法人が罰金の刑に処せられた場合、又は個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
 - (11) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者
 - (12) 申請内容が本支援金の趣旨にそぐわない者

(一時支援金の額)

第5条 本支援金の額は、支給対象施設1軒につき、10万円とする。

2 本支援金の支給は、支援対象施設1軒につき1回とする。

(一時支援金の申請及び支給の期間)

第6条 本支援金の申請及び支給の期間は、令和4年1月17日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(一時支援金の支給基準等)

第7条 知事は、実施要領で定める基準に基づき、本支援金を支援対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、本支援金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和 年 月 日から施行する。